

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

3月21日（木）

○開会及び開議	6
○諸般の報告	6
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○報告第 1号 専決処分の報告について	7
○報告第 2号 例月出納検査結果報告	7
○管理者の挨拶	7
○議案第 1号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計予算	9
○議案第 2号 令和6年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について	9
○議案第 3号 令和6年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について	9
○議案第 4号 令和6年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について	9
○議案第 5号 令和6年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について	9
○議案第 6号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算	9
○議案第 7号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について	9
○議案第 8号 令和6年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について	9
○議案第 9号 令和6年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金に	

	ついて……………	9
○議案第10号	令和6年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について……………	9
○議案第11号	令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)……………	22
○議案第12号	令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)……………	22
○議案第13号	大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例……………	24
○議案第14号	大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	24
○議案第15号	大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	24
○議案第16号	大里広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	24
○議案第17号	大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	24
○議案第18号	大里広域市町村圏組合出張所設置条例の一部を改正する条例……………	24
○議案第19号	大里広域市町村圏組合監査委員の選任について……………	32
○議案第20号	大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について……………	33
○議案第21号	大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について……………	33
○議案第22号	大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について……………	33
○閉会……………		35

大里広域市町村圏組合告示（乙）第16号

令和6年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和6年3月14日

大里広域市町村圏組合

管理者 小林 哲也

記

- | | | |
|---|-----|-------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和6年3月21日（木）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議事堂 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	川	田	勝	巳	議員	2番	小	林	國	章	議員	
3番	白	根	佳	典	議員	4番	新	島	一	英	議員	
5番	小	島	正	泰	議員	6番	権	田	清	志	議員	
7番	小	鮎	賢	二	議員	8番	黒	澤	三	千	夫	議員
9番	三	浦	和	一	議員	10番	福	島	秀	樹	議員	
11番	湯	本	哲	昭	議員	12番	山	出	秀	明	議員	
13番	清	水	健	一	議員	14番	五	間	く	み	子	議員
15番	高	田	博	之	議員	16番	鈴	木	詠	子	議員	
17番	原	口		孝	議員							

不応招議員（なし）

○会 期 3月21日

○議事日程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 (報告第 1号) 専決処分の報告について(大里広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例)
(報告第 2号) 例月出納検査結果報告(令和5年度9月分から1月分まで)
(報告～了承)
- 日程第 5 管理者の挨拶
- 日程第 6 (議案第 1号) 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計予算
(議案第 2号) 令和6年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
(議案第 3号) 令和6年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
(議案第 4号) 令和6年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について
(議案第 5号) 令和6年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について
(議案第 6号) 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算
(議案第 7号) 令和6年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について
(議案第 8号) 令和6年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について
(議案第 9号) 令和6年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について
(議案第10号) 令和6年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について
(上程～採決)
- 日程第 7 (議案第11号) 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)
(議案第12号) 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)

(上程～採決)

- 日程第 8 (議案第 1 3 号) 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例
(議案第 1 4 号) 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(議案第 1 5 号) 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(議案第 1 6 号) 大里広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
(議案第 1 7 号) 大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(議案第 1 8 号) 大里広域市町村圏組合出張所設置条例の一部を改正する条例

(上程～採決)

- 日程第 9 (議案第 1 9 号) 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について

(上程～採決)

- 日程第 1 0 (議案第 2 0 号) 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について
(議案第 2 1 号) 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について
(議案第 2 2 号) 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

(上程～採決)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (17名)

1 番	川	田	勝	巳	議員	2 番	小	林	國	章	議員	
3 番	白	根	佳	典	議員	4 番	新	島	一	英	議員	
5 番	小	島	正	泰	議員	6 番	権	田	清	志	議員	
7 番	小	鮎	賢	二	議員	8 番	黒	澤	三	千	夫	議員
9 番	三	浦	和	一	議員	1 0 番	福	島	秀	樹	議員	
1 1 番	湯	本	哲	昭	議員	1 2 番	山	出	秀	明	議員	
1 3 番	清	水	健	一	議員	1 4 番	五	間	く	み	子	議員
1 5 番	高	田	博	之	議員	1 6 番	鈴	木	詠	子	議員	

17番 原 口 孝 議員

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

管 理 者	小 林 哲 也
副管理者	小 島 進
副管理者	峯 岸 克 明
事務局長	三 友 孝 二
事 務 局 次 長 兼 総務課長	野 中 護
介 護 保 險 課 長	柏 木 純 一
業 務 課 長 兼 熊 谷 衛 生 セ ン タ ー 所 長	小 林 禎 広
建 設 準 備 課 長	清 水 保 之

○事務局職員出席者

副 課 長	井 上 努
主 査	鈴 木 学
主 査	北 根 典 和
主 任	里 見 悠 佑

午後 2時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○黒澤三千夫議長 出席議員が定足数に達しましたので、令和6年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

△諸般の報告

○黒澤三千夫議長 本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付したとおりであります。

なお、議案説明のため、管理者を初め関係者の出席を求めています。

開会前、お手元に配付いたしました書類は、1つ、本日の議事日程、以上1件であります。

△議席の指定

○黒澤三千夫議長 これより日程に入ります。

日程第1、議席の指定、本件を議題といたします。

熊谷市から選出されておりました田中正議員の後任として、小島正泰議員が就任されましたので、御了承願います。

新たな議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により議長において指定いたします。

5番 小 島 正 泰 議員

以上のとおり指定いたします。

△会議録署名議員の指名

○黒澤三千夫議長 次、日程第2、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名いたします。

5番 小 島 正 泰 議員

6番 権 田 清 志 議員

以上の議員にお願いいたします。

△会期の決定

○黒澤三千夫議長 次、日程第3、会期の決定。このことにつきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、御協議願いましたところ、本日1日ということでありましたが、そのように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 例月出納検査結果報告

○黒澤三千夫議長 次、日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（大里広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例）及び報告第2号 例月出納検査結果報告（令和5年度9月分から1月分まで）、以上2件を一括議題といたします。

2件について御質疑等ありましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第1号 専決処分の報告について（大里広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例）及び報告第2号 例月出納検査結果報告（令和5年度9月分から1月分まで）、以上2件は、報告のとおり了承することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、報告第1号及び報告第2号はいずれも報告のとおり了承することに決定いたしました。

△管理者の挨拶

○黒澤三千夫議長 次、日程第5、管理者の挨拶。

小林管理者、お願いいたします。

○小林哲也管理者 それでは、改めまして、皆さんこんにちは。管理者の小林哲也でございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には、年度末、御多用の中にもかかわらず御健勝にて御参会を賜り、令和6年度の当初予算を初め当面する諸案件につきまして御審議いただけますことは、広域行政の進展にとりまして誠に喜びに堪えないところでございます。

組合事業につきましては順調に推移いたしておりますが、このことは議員皆様の御指導、構成市町の御理解、御協力によるものであり、心から感謝申し上げます。

それでは、組合事業の近況につきまして御報告を申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、2月末現在、合計約10万9,831トンの処理を行ったところでございます。昨年同時期と比較いたしますと約3,133トン、2.8%の減となっております。

次に、不燃ごみ処理でございますが、2月末までの大里広域クリーンセンターへの搬入量は約6,915トンで、昨年同時期と比較いたしますと約237トン、3.3%の減となっております。

また、次期ごみ処理施設の整備につきましては、現在、新施設整備に向けた環境影響評価現地調査が終了し、調査結果に基づき準備書の作成を進めているところです。

次に、介護保険事業でございますが、2月末までの介護認定審査会の審査件数は1万2,665件で、昨年同時期と比較いたしますと447件の増加となっております。また、今年度は、令和6年度から8年度までの3年間を期間とする第9期介護保険事業計画を策定しましたので、計画に沿って事業を実施していくとともに、今後も、より効果的な運営に心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、今定例会に提案いたします議案につきまして概要を申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第10号まででございますが、令和6年度の予算議案10件でございます。厳しい財政状況の中、歳出予算の抑制に努めながら組合事業を円滑に推進することを基本といたしまして、予算措置を行ったものでございます。

それでは、予算案の概要につきまして申し上げます。

一般会計は、総額45億1,127万8,000円で、前年度と比較し3億3,303万7,000円、6.9%の減となります。減額の主な要因でございますが、各センターにおける電気料金等の高騰が落ち着いたこと、また新ごみ処理施設の建設に向けた環境影響評価現地調査終了に伴う衛生費の減でございます。

介護保険特別会計は、総額341億9,018万9,000円で、前年度と比較し7億800万円、2.1%の増となります。増額の主な要因でございますが、高齢者人口の伸びによる保険給付費の増でございます。

なお、一般会計、特別会計の総額は387億146万7,000円で、前年度と比較し3億7,496万3,000円、1.0%の増となります。

次に、議案第11号 令和5年度一般会計補正予算（第1号）でございますが、繰越金の決算額の確定に伴い、基金積立金を増額するものでございます。

次に、議案第12号 令和5年度介護保険特別会計補正予算（第2号）は、令和4年度の保険給付費等が確定したことに伴いまして、市町負担金の精算等を行うものでございます。

次に、議案第13号から議案第18号までの一般議案は、第9期介護保険事業計画及び関係省令に基づく一部改正が5件、深谷市川本総合支所の移転に伴う改正が1件の計6件でございます。

最後に、議案第19号は監査委員の選任、議案第20号から第22号までは公平委員会委員の選任に係る人事案件でございます。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げますので、議員皆様におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして御可決賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

本日はよろしく願いいたします。

○黒澤三千夫議長 ありがとうございます。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

-
- △議案第 1号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計予算
 - 議案第 2号 令和6年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第 3号 令和6年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第 4号 令和6年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について
 - 議案第 5号 令和6年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について
 - 議案第 6号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算
 - 議案第 7号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について
 - 議案第 8号 令和6年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について
 - 議案第 9号 令和6年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について
 - 議案第10号 令和6年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について

○黒澤三千夫議長 次、日程第6、議案第1号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計予算から議案第10号 令和6年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金についてまで、以上10件を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めますが、着座にての説明とさせていただきますので、御了承ください。

それでは、提出者の説明を求めます。

○三友事務局長 着座にて失礼します。ただいま議題となりました議案第1号から議案第10号について、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計予算について御説明いたしますので、表紙にナンバー3と表示のあります一般会計予算書を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算で、総額を45億1,127万8,000円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為でございますが、別表により申し上げますので、4ページをお願いいたします。上段の次期処理施設建設発注支援及び事業者選定業務委託は、委託期間が令和6年度から7年度までの2か年度にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和7年度で、限度額は1,379万円でございます。

次に、その下の4t深ダンプ購入費は、大里広域クリーンセンターにおいて、主に不燃ごみの分別処理後に発生する不燃残渣を外部処理施設へ搬出するために使用する車両の老朽に伴い、更新が必要となったものでございますが、発注から納車までに1年以上を要することから、債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和7年度で、限度額は2,000万円でございます。

債務負担行為の説明は以上です。

次に、予算の内容について御説明いたしますので、5ページ及び6ページをお願いいたします。総括でございますが、歳入歳出それぞれの合計は、前年度と比較し3億3,303万7,000円、率にいたしまして6.9%の減でございます。

次に、予算の主な内容について歳出から御説明いたしますので、14ページをお願いいたします。1款1項1目議会費、事業名、議会運営経費は、議員報酬等組合議会の運営に要する経費でございます。

次に、15ページに参りまして、2款総務費は組合事務局の総務的な運営経費でございます。このうち、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、次のページにわたりますが、管理者、副管理者並びに事務局長・次長を含む総務課の常勤職員6人分の給与等並びに会計年度任用職員2人分の報酬等でございます。

16ページに参りまして、事業名、事務局費は、次のページにわたりますが、組合事務局の経常的な事務経費で、システム使用料や事務機器借上料のほか、曙町事務所の維持管理経費が主なものでございます。

次に、18ページに参りまして、2項公平委員会費と、次の19ページの3項監査委員費は、それぞれの委員等の報酬などでございます。

次に、20ページに参りまして、3款衛生費は、可燃及び不燃ごみの処理事業に係る経費でございます。このうち、1項清掃費、1目清掃総務費は、ごみ処理事業の総括的な経費で、事業名、人件費は、次のページにわたりますが、業務課及び各センター職員12人と、建設準備課職員5人、計17人分の常勤職員の給与等並びに会計年度任用職員6人分の報酬等でございます。

21ページをお願いいたします。事業名、管理運営経費は、ごみ処理施設の総括的な経費で、10節需用費の説明欄の上から4番目の施設補修費は、ごみ焼却3施設の設備等の小規模な修繕等に要する経費でございます。

次に、12節委託料でございますが、計画策定委託料は10年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画が中間年度を迎えますことから、計画見直しのための業務委託料を計上するものでござい

す。

22ページをお願いいたします。14節工事請負費は、ごみ焼却3施設の主要設備に係る改修等の経費でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金の説明欄の一番下の交付金は、事業系一般廃棄物の処理手数料を、ごみ焼却施設が立地する熊谷市及び深谷市に対し、立地交付金として交付するものでございます。

次に、事業名、次期処理施設建設準備事業は、次期ごみ処理施設の建設準備に要する経費で、7節報償費は、施設の整備に関し、技術的・専門的見地からの助言等を求めるために設置している新ごみ処理施設整備検討委員会の学識経験者委員への謝金でございます。

次に、12節委託料は、令和4年度から6年度にかけて業務を進めております、施設整備のために必要な環境影響評価等の令和6年度分の委託料や、債務負担行為のところでも御説明いたしましたが、令和6年度から7年度の間に予定しております次期処理施設の発注支援及び事業者選定業務の令和6年度分の委託料などがございます。

23ページをお願いいたします。2目熊谷衛生センター費からは、可燃物及び不燃物の各処理施設の管理運営経費になります。

初めに、2目熊谷衛生センター費の事業名、管理運営経費でございますが、10節需用費のうち、説明欄の一番上の消耗品費は、施設の管理運営に必要な消耗資材等の購入費でございます。

同じく需用費の説明欄の上から3番目の光熱水費、その下の燃料費、一番下の薬剤等購入費は、主に施設の運転に必要となります電気、水道の使用料や、排ガス中の有害物質の除去等のための薬剤等の購入費でございます。

同じく説明欄の下から2番目の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

次に、12節委託料の説明欄の一番上の委託料は、焼却灰等のセメント原料としての資源化や環境分析のための業務委託料でございます。

その下の管理運営委託料は、熊谷衛生センターの運転管理や焼却灰等を太平洋セメント株式会社熊谷工場へ運搬するための業務委託料でございます。

その下の保守委託料は、各設備の正常な機能を保つための保守点検等の業務委託料でございます。

次に、24ページから26ページまでの3目深谷清掃センター費及び4目江南清掃センター費は、それぞれの施設で若干の差異はございますが、支出内容は、熊谷衛生センターと同様、施設の管理運営に要する経費でございます。

26ページをお願いいたします。5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、管理運営経費の10節需用費の説明欄の上から4番目の施設補修費は、破碎機やペットボトル減容化施設の修繕のほか、工場棟の屋上防水改修工事などに要する経費でございます。

27ページに参りまして、同じく10節需用費の説明欄の一番下の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

次に、12節委託料の説明欄の一番上の委託料は、中間処理により発生する再資源化できない残渣等について、外部の処理施設等へ委託する処理委託料でございます。

次に、その下の管理運営委託料は、施設の運転管理及び有価物回収のための業務委託料でございます。

次に、14節工事請負費は、劣化が著しい破碎機のケーシングや、資源ごみの分別装置及び金属プレス機の修繕のための経費でございます。

次に、29ページに参りまして、4款公債費は、ごみ焼却施設の長寿命化施設整備事業の財源として借り入れた組合債の元金及び利子の償還金でございます。

次に、30ページに参りまして、5款予備費は、不測の支出に充てるため計上するものでございます。

歳出の説明は以上です。

次に、歳入の主なものについて申し上げますので、前にお戻りいただき、7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、構成市町からの負担金でございます。このうち、1目事務費負担金は、議会や事務局の運営等の経費に充てるための負担金でございます。

次の2目衛生費負担金の説明欄の一番上の可燃物処理施設管理運営費負担金は、熊谷、深谷、江南のごみ焼却3施設の管理運営費に対する負担金、その下の不燃物処理施設管理運営費負担金は、大里広域クリーンセンターの管理運営費に対する負担金、その下の長寿命化施設整備事業費負担金は、組合債の償還経費に対する負担金、一番下の新施設整備事業費負担金は、次期ごみ処理施設の建設準備に充てるための負担金でございます。これらの負担金の内訳につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、8ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料は、ごみ焼却施設で受け入れる事業系及び家庭系の一般廃棄物の処理手数料でございます。

次に、9ページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金は、次期ごみ処理施設の建設準備に対し、国から交付されるものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、不燃物処理施設建設基金及びごみ処理施設整備基金それぞれの預金利子でございます。

次に、11ページに参りまして、5款繰入金、1項基金繰入金、1目ごみ処理施設整備基金繰入金は、ごみ焼却施設の改修工事の財源として同基金から繰り入れるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。6款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

次に、13ページに参りまして、7款諸収入、1項1目雑入の説明欄の上の物品売払収入は、大里広域クリーンセンターに搬入され分別処理した金属やペットボトル等の有価物の売払収入でございます。

次に、41ページをお願いいたします。組合規約第15条第2項の規定によります市町別負担金について御説明いたします。事務費の市町別負担金でございますが、その負担割合は、均等割が10%、人口割が90%で、人口割は令和5年4月1日を基準日とする住民基本台帳登録人口によるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が4,332万5,700円、深谷市が3,257万5,785円、寄居町が959万8,515円、計8,550万円でございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

42ページをお願いいたします。続きまして、議案第2号 令和6年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について御説明いたします。

43ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、均等割が10%、人口割及び搬入割がそれぞれ45%、人口割は令和5年4月1日を基準日とする住基人口、搬入量は可燃ごみの令和4年度実績によるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が13億1,031万7,192円、深谷市が9億5,779万819円、寄居町が2億7,124万9,989円、計25億3,935万8,000円でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

44ページをお願いいたします。続きまして、議案第3号 令和6年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について御説明いたします。

45ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は先ほどと同様で、搬入割は不燃ごみの搬入量によりますが、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が2億4,587万855円、深谷市が1億9,434万3,431円、寄居町が5,569万4,714円、計4億9,590万9,000円でございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

46ページをお願いいたします。続きまして、議案第4号 令和6年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について御説明いたします。

47ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は可燃物処理施設管理運営費と同様で、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が7,412万6,793円、深谷市が5,197万1,725円、寄居町が1,496万8,482円、計1億4,106万7,000円でございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

48ページをお願いいたします。続きまして、議案第5号 令和6年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について御説明いたします。

49ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は先ほどと同様で、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が3,689万4,238円、深谷市が2,696万8,251円、寄居町が763万7,511円、計7,150万円でございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計について御説明しますので、表紙にナンバー4と表示のあります特別会計予算書を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算で、総額を341億9,018万9,000円と定めるものでございます。この内容については、後ほど御説明いたします。

第2条は歳出予算の流用で、保険給付費について、同一款内における各項の間の流用ができることを定めるものでございます。

次に、予算の内容について御説明いたしますので、5ページ及び6ページをお願いいたします。総括でございますが、歳入歳出それぞれの合計は、前年度と比較し、7億800万円、率にいたしまして2.1%の増で、新たに策定した第9期介護保険事業計画の財政フレームに沿った形で予算編成を行ったところでございます。

次に、予算の主な内容について歳出から御説明いたしますので、19ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、次のページにわたりますが、介護保険業務を担当する常勤職員23人分の給与等及び会計年度任用職員31人分の報酬等でございます。なお、会計年度任用職員につきましては、介護認定に要する期間の短縮を図るため、介護認定調査員2名の増員を予定しております。

次に、20ページをお願いいたします。事業名、介護保険業務経費は、次のページにわたりますが、主に介護保険システム使用料や事務機器借上料など、介護保険事務全般に係る経常的な事務経費でございます。

22ページをお願いいたします。2項徴収費でございますが、1目賦課徴収費の事業名、賦課徴収経費は、納入通知書の発送や保険料収納に要する経費、また2目滞納処分費の事業名、滞納処分経費は、未納者に対する督促状等の発送、電話催告、資産調査などに要する経費でございます。

23ページに参りまして、3項1目介護認定審査会費の事業名、認定審査会経費は、介護認定審査委員140人分の報酬を初めとした審査会の運営に要する経費でございます。

次の2目認定調査費の事業名、認定調査業務経費でございますが、11節役務費のうち、24ページに参りまして、説明欄の一番下の手数料は、要介護度の認定資料に必要となる主治医意見書の作成手数料でございます。

次に、12節委託料の説明欄の下の調査委託料は、民間事業所等に認定調査の一部を委託するものでございます。

25ページに参りまして、4項1目趣旨普及費は、新たに策定した第9期介護保険事業計画の概要版等の印刷に要する経費でございます。

次に、27ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの認定を受けた要介護者が利用する介護サービスに対する給付費で、1目

居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護、福祉用具の購入や住宅改修、ケアプランの作成など、居宅サービスに係る給付費でございます。

次の2目地域密着型介護サービス給付費は、認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護等のサービスに係る給付費でございます。

次の3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等への入所など、施設サービスに係る給付費でございます。

28ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1または2の認定を受けた要支援者が利用する介護予防サービスに対する給付費でございます。

30ページをお願いいたします。4項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用した際の自己負担額が、所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合に利用者の負担軽減を図るため、超過分を支給するものでございます。

31ページに参りまして、5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯内で、医療費と介護サービス費に係る自己負担分の合算額が所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合に、医療、介護の両保険から超過分を支給するもので、介護保険からの支出分でございます。

32ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費は、低所得者の方の負担軽減を図るため、施設利用の際の食費及び居住費の負担限度額をあらかじめ引き下げて設定し、その差分を施設に給付するものでございます。

次に、33ページにまいりまして、3款地域支援事業費でございますが、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に介護予防サービスの提供を行うとともに、要介護状態となった場合でも住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業で、事業の多くは構成市町が主体となって企画及び運営を行い、事業に係る予算は、本特別会計において確保し、執行するものでございます。

それでは、各事業について御説明いたします。初めに、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者等に対する訪問型サービス及び通所型サービスの実施に係る経費でございます。

次の2目介護予防ケアマネジメント事業は、要支援者等に対するケアプランの作成等に係る経費でございます。

1つ飛びまして、4目一般介護予防事業費は、次のページにわたりますが、65歳以上の第1号被保険者を対象とした介護予防教室等の開催に要する経費でございます。

34ページをお願いいたします。2項包括的支援事業・任意事業費でございますが、1目包括的支援事業費は、高齢者の暮らしをサポートするため、専門家による窓口相談を行う地域包括支援センター16か所の運営及び地域ケア会議の充実に要する経費でございます。

次の2目任意事業費は、次のページにわたりますが、配食サービスや見守り事業、成年後見人制度の利用支援等に要する経費でございます。

35ページに参りまして、3目在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、医療機関と介護サービス事業者の連携を推進する在宅医療介護連携拠点の運営経費でございます。

次の4目生活支援体制整備事業費は、在宅生活の中で軽度の支援を必要とする高齢者のニーズに応えるため、その担い手の発掘や養成、ネットワーク化等、支援体制の整備に要する経費でございます。

36ページをお願いいたします。5目認知症総合支援事業費は、保健医療・福祉の専門チームにより、認知症の早期における支援等を行うための経費でございます。

次に、37ページに参りまして、4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金は、基金の運用益を見込み、これを積み立てるものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は、死亡、転出等により過誤納となりました過年度分の保険料の還付金でございます。

次に、39ページに参りまして、6款予備費は、不測の支出に充てるため計上するものでございます。

歳出の説明は以上です。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますが、前に戻りまして7ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、現年賦課分及び滞納繰越分として納付いただく保険料の見込額でございます。

次に、8ページをお願いいたします。2款分担金及び負担金、1項負担金は構成市町からの負担金で、1目介護保険負担金は保険給付費に対する負担金、2目事務費等負担金は人件費及び業務経費等に対する負担金、3目及び4目の地域支援事業負担金は構成市町で実施する各事業に対する負担金、5目低所得者保険料軽減負担金は低所得者の保険料軽減分に対する負担金でございます。これらの負担金の内訳については、後ほど御説明いたします。

次に、9ページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は保険給付費に対する負担金で、負担割合は、居宅介護サービス分が20%、施設分が15%でございます。

次の2項国庫補助金、1目調整交付金は、全国の保険者の財政格差の調整を図るためのもので、第1号被保険者の後期高齢者加入割合や所得状況などに応じて交付されるものでございます。

その下の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に対する交付金で、負担割合は、地域支援事業費の20%を基本に調整交付金の交付割合が加算されます。

10ページをお願いいたします。3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等の事業に対する交付金で、負担割合は38.5%でございます。

次に、11ページに参りまして、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料を財源に、社会保険診療報酬支払基金から保険給付費の27%が交付されるものでございます。

その下の2目地域支援事業支援交付金についても、同様に地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の27%が交付されるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は居宅介護サービス分が12.5%、施設分が17.5%でございます。

次の2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に要した費用の12.5%が交付されるものでございます。

13ページに参りまして、2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等に要した費用の19.25%が交付されるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

次に、15ページに参りまして、7款繰入金、1項基金繰入金、1目介護保険給付費準備基金繰入金は、第1号被保険者保険料の不足額について、準備基金から繰り入れるものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。8款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

48ページをお願いいたします。続きまして、議案第7号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について御説明いたします。

49ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、介護給付費見込額の12.5%に対し、令和4年度決算における市町ごとの構成比をそれぞれ乗じるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が21億3,446万4,609円、深谷市が14億7,445万8,006円、寄居町が4億1,305万7,385円、計40億2,198万円でございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

50ページをお願いいたします。続きまして、議案第8号 令和6年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について御説明いたします。

51ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、均等割が10%、総人口割及び高齢者人口割がそれぞれ45%で、人口は令和5年4月1日を基準日といたします。これにより算定される負担金の額は、熊谷市が3億802万9,957円、深谷市が2億3,071万1,577円、寄居町が7,184万3,466円、計6億1,058万5,000円でございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

52ページをお願いいたします。続きまして、議案第9号 令和6年度大里広域市町村圏組合地域

支援事業の市町別負担金について御説明いたします。

53ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、介護予防・生活支援サービス事業の見込額の12.5%、また包括・任意事業の見込額の19.25%に対し、令和5年4月1日現在の市町ごとの高齢者人口の構成比をそれぞれ乗じるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が1億796万4,992円、深谷市が7,860万2,211円、寄居町が2,066万797円、計2億722万8,000円でございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

54ページをお願いいたします。続きまして、議案第10号 令和6年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について御説明いたします。

55ページに参りまして、表を御覧ください。保険料の軽減額は、第1段階から第3段階においてそれぞれ定められ、これに市町ごとの対象人数を乗じた金額が負担金となります。これにより算出される負担金の額は、熊谷市が1億8,340万4,538円、深谷市が1億2,516万3,582円、寄居町が3,684万8,880円、計3億4,541万7,000円でございます。

以上で議案第1号から議案第10号までの説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 ありがとうございます。

以上で提出者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2時54分 休 憩

午後 3時05分 再 開

○黒澤三千夫議長 休憩中の会議を再開いたします。

これより10件に対する質疑に入ります。

○3番白根佳典議員 議案第1号、一般会計予算についてお伺いいたします。

組合債等償還経費、29ページ、1億4,020万円元金ということで、40ページに現在残高が書いてありますけれども、もう順調になっていて、あと3年、4年もかからないでお返しできる予想になっていますけれども、処理施設等々でまた起債が増えるというようなことになるのか。

○小林業務課長兼熊谷衛生センター所長 公債費についてお答えいたします。

公債費につきましては、長寿命化施設整備事業の財源として平成28年、29年、30年度に借入れを行ったものでございます。こちらにつきましては、工場の基幹の改良のために行ったものですので、償還が終われば、返済自体は終了になる見込みです。

以上です。

○3番白根佳典議員 公債は、長寿命化施設整備事業に使っただけという理解でよいか。

○小林業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

現在こちらに記載がありますのは、先ほどお答えした長寿命化施設整備事業の財源としての借入れのみとなります。

以上です。

○3番白根佳典議員 起債は、40ページにある数字だけでよいのか。

○小林業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○3番白根佳典議員 23ページから26ページにわたりますけれども、各センターの委託料、再資源化というお話がありましたけれども、焼却灰等を太平洋セメントに持ち込んでセメントにしていると。その一部が熊谷衛生センターでいえば3億3,000万円ということなののでしょうか。その内訳を各センター別にお示しできますか。

○小林業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

焼却灰等の再資源化に係るセンターごとの委託料ですが、熊谷衛生センター分が3億1,732万5,250円、深谷清掃センター分が1億2,151万7,000円、江南清掃センター分が9,971万7,750円でございます。

それと、例えば熊谷衛生センターですと、この委託料3億3,000万円のうち3億1,732万5,250円は焼却灰等の再資源化、それ以外は、その焼却灰の環境分析業務委託等を行っているところでございます。

以上です。

○13番清水健一議員 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計予算書の第3款衛生費、清掃費、22ページですか、次期処理施設建設準備事業4,194万円ですけれども、参考資料を見ますと、PFI導入可能性調査と環境影響評価及び事業者選定業務というのを令和4年から6年度ということで行われておまして、今回次期処理施設建設発注支援及び事業者選定業務、これが6年、7年と債務負担もありますけれども、これ併せて6年度は一緒にやるということで理解してよろしいのですか。

○清水建設準備課長 お答えいたします。

ナンバー8の今1ページの主要一覧についてですけれども、1番については、令和4年に3年契約で行っておりまして、今年が3年目、最終年度になります。契約上の6年度の契約額について見込んでいるものでございまして、2番が債務負担でも御説明した6、7年度で予定しているものの6年度分で、こちらは別に発注する予定でございます。

○13番清水健一議員 6年度は2つの事業を併せて行うのかどうか。PFIについては結論が出ているのかどうか伺います。

○清水建設準備課長 お答えいたします。

新たに債務負担で行うものと今までやっているものを並行して行うことを予定しております。PFIの結果等についても今後公表も含めて準備を進めていく予定でございます。

○13番清水健一議員 併せて行うということで、PFIはまだ結果は出ていないと。PFIで行うのかどうか結果が出ていないということによろしいのですね。また、この1年、6年度もそれもまだ併せて行うということで理解してよろしいのですか。

○清水建設準備課長 お答えいたします。

PFI導入可能性調査につきましては、4年度の業務の中で実施をしております。内容につきましても、今精査をしているところございまして、今後公表に向けて時期を見て進めていく予定でございます。

以上でございます。

○13番清水健一議員 結果はこれから発表するということですね。地域計画等を見せていただいているのですけれども、循環型社会形成推進交付金、PFIに仮になったとしても交付はされると思うのですけれども、ちょっと中身が変わってくるのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○清水建設準備課長 地域計画は、現在承認され交付金もいただいておりますけれども、事業方式の内容によってその地域計画に対しての変更等があるということはないと思っております。

○黒澤三千夫議長 ほかに。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより10件を順次採決いたします。

議案第1号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次、議案第2号 令和6年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次、議案第3号 令和6年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次、議案第4号 令和6年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次、議案第5号 令和6年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次、議案第6号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○黒澤三千夫議長 起立多数であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次、議案第7号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次、議案第8号 令和6年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次、議案第9号 令和6年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次、議案第10号 令和6年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

△議案第11号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

議案第12号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算
（第2号）

○黒澤三千夫議長 次、日程第7、議案第11号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）及び議案第12号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

着座にてお願いします。

○三友事務局長 着座にて失礼します。

ただいま議題となりました議案第11号及び議案第12号について、順次御説明いたします。

初めに、議案第11号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたしますので、表紙にナンバー5と表示のあります一般会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ4億336万4,000円を追加し、総額を52億4,767万9,000円とするものでございます。

次に、予算の内容について歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、事業名、管理運営経費の基金積立金は、前年度繰越金をごみ処理施設整備基金に積み立てるため、追加するものでございます。

次に、歳入について申し上げますので、6ページをお願いいたします。6款繰越金は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案第12号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたしますので、表紙にナンバー6と表示のあります介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条は歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 9,859 万 2,000 円を追加し、総額を 347 億 5,039 万 6,000 円とするものでございます。

次に、予算の内容について歳出から御説明いたしますので、9 ページをお願いいたします。4 款 1 項基金積立金、1 目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立事業は、前年度繰越金を同基金に積み立てるため追加するものでございます。

次に、10 ページをお願いいたします。5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、事業名、償還金は、令和 4 年度の介護給付費等の額の確定に伴い、市町負担金の超過分を精算するため計上するものでございます。

次に、歳入について申し上げますので、6 ページをお願いいたします。2 款分担金及び負担金、1 項負担金、4 目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）及び 5 目低所得者保険料軽減負担金は、令和 4 年度の事業費等の確定に伴い、令和 4 年度分の市町負担金の不足分を精算するため、追加するものでございます。

次に、7 ページに参りまして、3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、東日本大震災に伴う被災者等の保険料減免措置分を受け入れるものでございます。

その下の 6 目介護保険災害臨時特例補助金は、先ほどと同様、被災者の保険料の減免措置分を受け入れるものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。8 款繰越金は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第 11 号及び議案第 12 号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより 2 件に対する質疑に入ります。

何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより 2 件を順次採決いたします。

議案第 11 号 令和 5 年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 1 号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次、議案第12号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

△議案第13号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例

議案第14号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第15号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第16号 大里広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第17号 大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第18号 大里広域市町村圏組合出張所設置条例の一部を改正する条例

○黒澤三千夫議長 次、日程第8、議案第13号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例から議案第18号 大里広域市町村圏組合出張所設置条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○三友事務局長 着座にて失礼します。ただいま議題となりました議案第13号から第18号までについて、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第13号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、資料ナンバー7と表示のあります議案書の1ページをお願いいたします。あわせて、資料ナンバー8と表示のあります参考資料の27ページ以降に、条例案新旧対照表と条例の要旨を掲載しておりますが、改正箇所が多岐にわたるため、説明に当たりましては条例の要旨により申

上げますので、参考資料の31ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、1の改正の趣旨でございますが、新たに策定しました第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から8年度までの3年間の介護保険料率を見直すもの、また介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の所得段階の区分及び算定方法を見直すものでございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、(1)は第3条関係で、第9期事業計画に基づく介護保険料率の改定、(2)は同じく第3条関係で、現行の第9段階及び第10段階の基準所得金額の区分を、国の基準に合わせ、第9段階から第13段階に変更すること、また(3)は第5条関係で、賦課期日以降に被保険者資格の得喪があった場合の規定の整備を行うものでございます。

次に、32ページを御覧ください。介護保険料率の改定につきまして御説明いたします。この資料は、第8期と第9期の介護保険料率の比較で、左の表が第8期、中央の表が第9期、右の表が増減額及び改定率になります。65歳以上のいわゆる第1号被保険者の介護保険料は、事業計画期間ごとの基準額に基づき、所得段階に応じて設定することとなっております。

介護保険料の算定に当たりましては、事業計画に定める各種サービスごとに給付費の見込みを算出し、基金残高を勘案しながら、保険料負担の抑制を図るとともに、計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるよう、構成市町と調整し設定したものでございます。

介護保険料の算出方法でございますが、表ではピンク色のラインの箇所となりますが、標準的な所得段階である第5段階の年額を基準額として決め、第9期では7万3,200円となりますが、この基準額に各所得段階の調整率を乗じて、第1段階の2万860円から第13段階の17万5,680円までの介護保険料としております。

右の表を御覧ください。各段階の増減額及び改定率でございますが、第5段階の基準額では、年額3,600円の増額、改定率では5.17%の増となり、第8期の改定率5.45%に対し、若干低い増加率となっております。

増額改定の要因といたしましては、高齢化の進展による要介護者数の増加と、それに伴い給付費の増加を見込んだことによるものでございます。

また、主な変更点といたしまして、黄色いラインの箇所となりますが、介護保険法施行令が改正され、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能の強化を図ることを目的に、高所得段階とされる合計所得金額320万円以上の第9段階が、第13段階までの5段階に細分化され、さらに標準乗率の引上げが行われますことから、本組合におきましても同様に改めるものでございます。

なお、本組合では第9段階を2段階に分け、第10段階を設けていますので、第9及び第10段階が5段階に分かれます。

次に、合計所得金額でございますが、国の基準額に合わせ、第9段階を320万円以上420万円未満に、第10段階を420万円以上520万円未満に、第11段階を520万円以上620万円未満に、第12段階を620万

円以上720万円未満に、第13段階を720万円以上にそれぞれ改正いたします。

31ページにお戻りいただきまして、3の施行期日でございますが、令和6年4月1日とするものでございます。

議案第13号の説明は以上です。

続きまして、議案第14号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書の4ページをお願いいたします。あわせて、参考資料の33ページ以降に、新旧対照表と条例の要旨を掲載しておりますが、本案におきましても改正箇所が多岐にわたるため、条例の要旨により申し上げますので、参考資料の66ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、1の改正の趣旨でございますが、厚生労働省令の一部改正に伴い、本組合の指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を当該省令と同様に改めるものでございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、地域密着型サービス全てに共通する改正内容から先に申し上げますので、72ページを御覧いただきたいと存じます。資料中ほどの(10)の全サービス共通になりますが、アの管理者の兼務範囲の明確化として、兼務できる事業所の範囲を、同一敷地内の他の事業所等でなくても差し支えないものとする、イの「書面掲示」規則の見直しとして、事業所内に書面掲示を求めている重要事項について、ウェブサイトへの掲載を義務づけるものでございます。

66ページにお戻りいただきまして、次にサービスごとの改正内容でございますが、(1)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護から、67ページに参りまして、(5)の小規模多機能型居宅介護までは、共通する改正内容として高齢者の虐待防止のため、身体的拘束等の適正化の推進を図ることが追加されています。

また、(5)の小規模多機能型居宅介護から、71ページに参りまして、(9)の看護小規模多機能型居宅介護までは、次のページまでにわたりますが、共通する改正内容として利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものでございます。

また、67ページにお戻りをいただきまして、(5)の小規模多機能型居宅介護につきましては、先ほど御説明した内容のほか、管理者の兼務として、他事業所の職務との兼務についての制限を緩和するものでございます。

また、同じページの(6)の認知症対応型共同生活介護から、70ページに参りまして、(8)の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護までは、次のページにわたりますが、共通する改正内容として医療機関との連携強化を図るものでございます。

また、68ページにお戻りいただきまして、(7)の地域密着型特定施設入居者生活介護では、先ほど御説明した内容のほか、アの生産向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的

な柔軟化として、配置職員数の緩和を図るものでございます。

また、70ページに参りまして、(8)の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、先ほど説明した内容のほか、次のページの上から9行目、エのユニットケアの質の向上のための体制の確保として、管理者研修を受講するよう努めることとするものでございます。

次に、71ページの(9)の看護小規模多機能型居宅介護では、先ほど御説明した内容のほか、イの看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化として、当事業所での通い、泊まり時における看護サービスの明確化を行うものでございます。

72ページに参りまして、3の施行期日でございますが、令和6年4月1日とするとともに、省令で経過措置が定められているものにつきましては、省令と同日とするものでございます。

議案第14号の説明は以上です。

続きまして、議案第15号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書の18ページをお願いいたします。あわせて、参考資料の73ページ以降に、新旧対照表と条例の要旨を掲載しておりますが、先ほどと同様、条例の要旨により申し上げますので、参考資料の84ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、1の改正の趣旨でございますが、厚生労働省令の一部改正に伴い、本組合の指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を当該省令と同様に改めるものでございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、地域密着型介護予防サービス全てに共通する改正内容から先に御説明申し上げますので、86ページをお願いいたします。資料中ほどの(4)の全サービス共通になりますが、先ほど議案第14号のところで申し上げました内容と同様でございます。

84ページにお戻りをいただきまして、次にサービスごとの改正内容でございますが、(1)の介護予防認知症対応型通所介護と(2)の介護予防小規模多機能型居宅介護は、共通する改正内容として高齢者の虐待防止のため、身体的拘束等の適正化の推進を図ること、次に同じく(2)のウ及び85ページの(3)の介護予防認知症対応型居宅介護のうち、次のページに参りまして、上から3行目のウとして、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものでございます。

このほか、84ページにお戻りをいただきまして、(2)の介護予防小規模多機能型居宅介護では、先ほど御説明した内容のほか、アの管理者の兼務として、他事業所の職務との兼務についての制限を緩和すること、また85ページに参りまして、(3)の介護予防認知症対応型居宅介護は、次のページにわたりますが、先ほど御説明した内容のほか、医療機関との連携強化を図るものでございます。

86ページに参りまして、3の施行期日でございますが、令和6年4月1日とするとともに、省令で経過措置が定められているものにつきましては、省令と同日とするものでございます。

議案第15号の説明は以上です。

続きまして、議案第16号 大里広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書の24ページをお願いいたします。あわせて、参考資料の87ページ以降に、新旧対照表と条例の要旨を掲載しておりますが、先ほどと同様、条例の要旨により申し上げますので、参考資料の93ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、1の改正の趣旨でございますが、厚生労働省令の一部改正に伴い、本組合の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について、当該省令と同様に改めるものでございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、(1)の公正中立性の確保のための取組の見直しとして、事業者の負担軽減を図るため、これまで義務づけていた(1)のア及びイに記載する居宅サービス計画における各サービスの利用割合等について、利用者に説明し理解を得ることを努力義務とすること、また(2)の指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングとして、次のページにわたりますが、人材の有効活用及びケアマネジメントの質の向上の観点から、少なくとも二月に1回、利用者の居宅を訪問することとし、この場合、一定の要件を設けた上で利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすること、94ページに参りまして、(3)のケアマネジャー1人当たりの取扱件数として、基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、常勤ケアマネジャーの人員基準について見直しを行うこと、また(4)及び(5)につきましては、先ほど議案第14号及び15号のところで申し上げました内容と同様でございます。

次に、3の施行期日でございますが、令和6年4月1日とするとともに、省令で経過措置が定められているものにつきましては、省令と同日とするものでございます。

議案第16号の説明は以上です。

続きまして、議案第17号 大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書の29ページをお願いいたします。あわせて、参考資料の95ページ以降に、新旧対照表と条例の要旨を掲載しておりますが、先ほどと同様、条例の要旨により申し上げますので、参考資料の102ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、1、改正の趣旨でございますが、厚生労働省令の一部改正に伴い、本組合の指定介護予防支援等事業の人員、運営、その効果的な支援方法に関する基準を当該省令と同様に改めるものでございます。

次に、2、主な改正内容でございますが、(1)の指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングにつきましては、少なくとも六月に1回、利用者の居宅を訪問することとし、この場合、

一定の要件を設けた上で先ほどの議案第16号と同様、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするもの、次に（２）の介護予防支援の円滑な実施として、次のページにわたりますが、アとして、指定居宅介護支援事業者が本組合から指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の基準を新たに規定するとともに、イとして、サービス計画の実施状況等について、組合からの求めに応じた情報提供を追加するものがございます。

なお、103ページの（３）及び（４）の内容につきましては、先ほど議案第14号から16号のところでも申し上げました内容と同様でございます。

次に、３の施行期日でございますが、令和6年4月1日とするとともに、省令で経過措置が定められているものにつきましては、省令と同日とするものがございます。

議案第17号の説明は以上です。

続きまして、議案第18号 出張所設置条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書の34ページを御覧いただきたいと存じます。あわせて、参考資料の104ページが新旧対照表となりますので、併せて御参照いただきたいと存じます。

今回の改正は、深谷市川本総合支所の移転に伴い、同条例第1条第2項に規定する川本介護保険事務所の位置を深谷市田中197番地から深谷市菅沼401番地に改めるものがございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行日を深谷市総合支所設置条例の施行日と同日の令和6年4月1日からと定めるものがございます。

以上で議案13号から議案第18号までの説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 ありがとうございます。

以上で提出者の説明は終わりました。

これより6件に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

○3番白根佳典議員 何点かお願いします。

議案第13号ですけれども、改定された区分における世帯比率は出ますか。

○柏木介護保険課長 ただいま算出いたしまして、その後御回答いたします。

○3番白根佳典議員 では、後で教えていただければと思います。

そうしたら議案第14号なのですけれども、資料中（１）から（９）までありますけれども、この各事業所という地域内の事業所数について伺いたいのと、看護職員及び介護職員の人員の基準の緩和についても教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○柏木介護保険課長 お答えいたします。

議案第14号の対象となります事業所数でございますが、資料ナンバー8の66ページをお願いいたします。議案第14号の参考資料中、2の主な改正内容の3行下、（１）から（９）まで数ページにわたり

まして各事業の改正点を掲載しております。まず（１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護が３事業所、（２）夜間対応型訪問介護がゼロ、（３）地域密着型通所介護が63事業所ですが、現在２事業所が休止中ですので、運営を行っておりますのは61事業所、続きまして、67ページの一番上、（４）認知症対応型通所介護が５事業所、（５）小規模多機能型居宅介護が12事業所、（６）認知症対応型共同生活介護が30事業所、１ページおめくりいただきまして、68ページの下段、（７）地域密着型特定施設入居者生活介護がゼロ、続いて、70ページをお願いいたします。（８）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が１事業所、最後に、（９）看護小規模多機能型居宅介護が１事業所、合計いたしますと、指定事業所が115事業所、うち、２事業所が休止中のため、運営しておりますのは全113事業所となります。

続きまして、２点目の御質問、看護職員等の基準緩和に関しまして、資料ナンバー８参考資料の68、69ページをお願いします。68ページの下から５行目、（７）地域密着型特定施設に関する改正内容の記載中、右の69ページの一番上から数えまして上から７行目、端数を増すごとに0.9以上となっております。

こちらについて、今回の省令改正に伴う国の資料で確認したところ、国の実証により、生産性向上の取組の結果、通常の人員配置より少ない場合でも、利用者の安全が確保された上で、介護サービスの質の確保や職員の負担軽減が図られたことが確認されているということです。

ただし、当改正は、安全対策を検討した上で、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われているとデータにより確認できた場合のみ適用になります。

以上でございます。

続きまして、始めにいただきました段階別の比率につきましてお答えいたします。まず、第１段階が15.3%、第２段階が7.7%、第３段階が6.7%、第４段階が12.3%、第５段階が15.0%、第６段階が16.7%、第７段階が14.8%、第８段階が6.2%、第９段階が2.0%、第10段階が1.0%、第11段階が0.5%、第12段階が0.3%、最後に第13段階が1.5%でございます。

○**3番白根佳典議員** ありがとうございます。引き続き、議案第15号なのですけれども、こちらナンバー８の84から85ですか、（１）、（２）、（３）とありますけれども、そちらの事業所数、お願いできますか。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

議案第15号の参考資料、84、85ページを御覧いただきたいと存じます。事業所数は、２の主な改正内容中、（１）介護予防認知症対応型通所介護が５事業所、（２）介護予防小規模多機能型居宅介護が12事業所、85ページに移りまして、（３）介護予防認知症対応型居宅介護が30事業所、合計47事業所で、休止中の事業所はございません。

以上でございます。

○**3番白根佳典議員** ありがとうございます。そうしたら、議案第16号についてお伺いします。

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の拡大ということで、その条例改正前後でケアマネジャーの受けている方の人数というのがどのくらいになるのか、お聞かせください。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

議案第16号におけるケアマネジャー1人当たりの取扱件数の拡大に関しまして、同じく資料8の93ページをお願いいたします。1枚おめくりいただきまして、94ページの(3)をお願いいたします。(3)中、アとイの記載がございますが、まず今回の改正の目的といたしましては、当条例に規定します人員基準上の人員と、基本報酬の算定における人数がこれまで異なっておりましたことから、これらを今回の改正により一致させることで、整合性を図るというものでございます。

具体的に申し上げますと、これまでの条例における人員基準では、「35またはその端数を増すごとに1とする」に対しまして、基本報酬の算定におきましては、94ページ中のアにおきまして、「1人から40未満」で報酬額が同額、イにおきましては、「1から45未満」が同額であり、人員基準とは不整合なものとなっております。今回の改正により、まずアの人員基準では「44またはその端数を増すごとに1とする」とし、基本報酬の算定においては「1から45未満」イコール44までの報酬額を同額とし、イにおきましては、人員基準では「49又はその端数を増すごとに1とする」とし、報酬算定におきましては「1から50未満」、イコール49までを同額とすることで、条例上の人員基準と介護報酬算定における人数を一致させるというものでございます。

以上でございます。

○**黒澤三千夫議長** ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○**黒澤三千夫議長** ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**黒澤三千夫議長** 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより6件を順次採決いたします。

議案第13号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○**黒澤三千夫議長** 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次、議案第14号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次、議案第15号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次、議案第16号 大里広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次、議案第17号 大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次、議案第18号 大里広域市町村圏組合出張所設置条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

△議案第19号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について

○黒澤三千夫議長 次、日程第9、議案第19号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について、本案を議題といたします。

職員が議案を配付いたします。

〔議案配付〕

○黒澤三千夫議長 配付漏れはございませんか。

本案について提出者の説明を求めます。

- 小林哲也管理者** 資料ナンバー 9、議案第19号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任につきまして御説明申し上げます。

本組合監査委員であります三澤欣一氏は、本年3月31日をもちまして任期が満了となりますので、新たに富井晴夫氏を監査委員に選任いたしたく、本案を提案するものであります。

富井氏は、熊谷市上之にお住まいで、昭和30年3月29日生まれの68歳でございます。昭和49年6月に関東信越国税局に入局され、徴収部長等を歴任後、平成27年7月に退職、平成29年6月から税理士法人IKGにて勤務されている方でございます。

なお、先日の熊谷市議会において熊谷市監査委員選任の同意をいただいております。

何とぞ議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

- 黒澤三千夫議長** 以上で提出者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

- 黒澤三千夫議長** 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 黒澤三千夫議長** 御異議ございませんので、討論を省略することに決定いたしました。

これより本案を採決いたします。

議案第19号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 黒澤三千夫議長** 起立全員であります。

したがって、議案第19号は同意することに決定いたしました。

△議案第20号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

議案第21号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

議案第22号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

- 黒澤三千夫議長** 次、日程第10、議案第20号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてから議案第22号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてまで、以上3件を一括議題といたします。

職員が議案を配付いたします。

[議案配付]

○黒澤三千夫議長 配付漏れはございませんか。

それでは、3件について提出者の説明を求めます。

○小林哲也管理者 資料ナンバー10、議案第20号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきまして御説明申し上げます。

本組合公平委員会委員であります菊地陽一氏は、本年3月31日をもって任期が満了となりますので、引き続き同人を公平委員会委員に選任いたしたく、本案を提案するものであります。

菊地氏は、菊地陽一法律事務所の弁護士でございまして、本組合公平委員会委員として、令和4年3月から現在に至っております。

続きまして、議案第21号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきまして御説明申し上げます。本組合公平委員会委員であります中澤実氏は、本年3月31日をもって任期が満了となりますので、引き続き同人を公平委員会委員に選任いたしたく、本案を提案するものであります。

中澤氏は、熊谷商工会議所の副会頭などを歴任され、本組合公平委員会委員として、平成23年7月から現在に至っております。

続きまして、議案第22号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきまして御説明申し上げます。本組合公平委員会委員であります関口恒雄氏は、本年3月31日をもって任期が満了となりますので、引き続き同人を公平委員会委員に選任いたしたく、本案を提案するものであります。

関口氏は、平成28年1月から令和5年1月まで連合埼玉熊谷・深谷・寄居地域協議会議長を務められた方で、本組合公平委員会委員として、令和2年4月から現在に至っております。

何とぞ議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。3件は人事案件でありますので、討論を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議ございませんので、討論を省略することに決定いたしました。

これより3件を順次採決いたします。

議案第20号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第20号は同意することに決定いたしました。

次、議案第21号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第21号は同意することに決定いたしました。

次、議案第22号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第22号は同意することに決定いたしました。

○黒澤三千夫議長 この際、お諮りいたします。

議会運営委員会におきましては、議会閉会中に次期定例会の会期等について調査をしていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議会閉会中に議会運営委員会において調査をしていただくことに決定いたしました。

△閉会の宣告

○黒澤三千夫議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

議員各位及び管理者を初めとする関係者の皆様のおかげをもちまして、令和6年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼申し上げます、閉会といたします。ありがとうございました。

午後 4時23分 閉 会